

知的財産権制度入門



2019 年
特 許 庁

2019年4月

新たな中小企業の料金軽減制度が始まります。

中小企業※の特許料金等が

1/2 に

小規模・中小ベンチャー企業※の特許料金等が

1/3 に

福島浜通り等の中小企業の特許料金等が

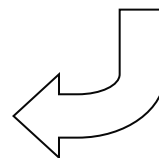
1/4 に

※大企業の子会社である中小企業は除きます。

詳細は特許庁ホームページをご覧ください。

【特許庁ホームページ】

<https://www.jpo.go.jp/>



ウェブサイトを見やすくリニューアルしました。

文字の大きさ 小 中 大 English 投書箱 (ご意見・ご要望) ホームページの使い方 アクセスマップ

Google Custom Search

用語解説

ホーム お知らせ 制度・手続 支援情報・活用事例 資料・統計 特許庁について お問い合わせ Q&A

重要なお知らせ | 2月25日 整理したウェブサイトをリリースしました

サイト内検索

Google Custom Search

例：出願の手続き、知的財産権制度

よく検索されるワード

早期審査 審査基準 期間延長 減免

PPH 逐条解説 料金

注目情報

J-PlatPat 特許情報プラットフォーム

STARTUPS x 知財 特許

特許検索ポータルサイト

産業財産権関係料金一覧

制度から探す 目的から探す 利用者別に探す

特許 実用新案 意匠 商標 審判 国際出願 登録

本テキストは、2019年4月1日時点で施行・運用されている法律等の内容に基づいて記載しています。